

渋川市監査委員公告第3号

令和7年4月14日付けで提出された渋川市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年5月13日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 反 町 英 孝

渋川市職員措置請求監査決定

第1 結論

本件請求について、監査を実施する過程で、市に損害が発生していないことが判明し、本件請求が住民監査請求の要件を満たしていないことが明らかになったため、以降の監査を実施しないこととする。

第2 監査の受付

1 請求人

住所 渋川市●●●●●●●●

氏名 松岡 浩一

2 請求書の提出日

令和7年4月14日

3 請求内容

別紙1のとおり

なお、事実証明書については、添付を省略した。

4 請求の受理

監査委員は、令和7年4月15日に要件審査を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備していると認められたので受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求書及び事実証明書の内容を勘案し、監査の対象事項を次のとおりとした。

令和7年3月21日に渋川市長から渋川市議会に提出された報告第2号における損害賠償金239,030円の支出が、違法・不当な公金の支出に該当するか。

2 監査対象部局

本件請求に係る事務を所管している次の部局を監査の対象とした。

情報防災部危機管理室

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和7年5月9日に請求人に陳述の機会

を与えたが、第4 監査の結果 2 監査委員の判断 で記載のとおり、監査委員会議の結果、本件請求は住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、実施しないこととした。

4 資料の提出及び関係職員からの聞き取り

監査対象事項に係る次の資料の提出を求め、書類の調査を行うとともに、関係職員から聞き取りを行った。

- (1) 損害賠償金が決定するまでの経緯が確認できる書類一式
- (2) 損害賠償金を一般会計から支出した根拠法令資料
- (3) 消防ポンプ操法訓練実施に必要な手続き等が確認できる書類一式

第4 監査の結果

1 監査委員が確認した事実

関係書類、関係職員からの聞き取り等により確認した事項は次のとおりである。

・保険金の入金について

提出された資料から、令和7年4月11日付けで保険会社から事故に関する賠償保険金を入金した旨通知があり、市が支出した損害賠償金全額に補填され、市に損害が発生していないことが確認できた。

2 監査委員の判断

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合に、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

また、平成6年9月8日の最高裁判所判決では、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない。」「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないことが明らか」であれば「住民監査請求の対象となる行為等には該当しない」と判示されている。

本件監査請求書等から、請求人は、「水道事業で行うべき水道施設管理を怠ったことによる錆の発生又はその対処については、地方公営企業法第2条第1項第1号及び同法第17条により、水道事業会計から支出されるべきであり、一般会計から支出することは違法であるので、渋川市に損害を生じさせてい

る。よって、渋川市長に対し、本事件の損害賠償額 239,030 円を渋川市に補填するよう求める。」と主張しているものと解する。

監査対象部局より提出された書類から、令和 7 年 4 月 11 日付けで保険会社から事故に関する賠償保険金を入金した旨通知があり、市が支出した損害賠償金全額に補填され、市に損害が発生していないことが確認できた。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

渋川市職員措置請求書

渋川市長に関する措置請求の要旨



1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

(いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか記載してください。)

- ① 令和7年3月21日に渋川市議会に地方自治法第180条第1項の規定により渋川市長高木勉が行った専決処分の報告が提出された。(事実証明書1：令和7年3月定例会提出議案(一般議案関係・追加分2)報告第2号参照)

この報告は、和解及び損害賠償の額を定めることについて行われ具体的には次の内容であった(以後、本事件と呼ぶ)。

1 和解の内容

当時者 甲 渋川市長高木勉

乙 黒塗りになっていて不明

(1) 甲は乙に対し、損害倍書金239,030円を支払う。

(2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

239,030円

- ② 渋川市長高木勉は、令和7年3月25日に、本事件を渋川市議会に承認を求めて報告した。その際、情報防災部長が、次の説明を加えた。

- ・本事件は消防ポンプ操法訓練に伴い起きた事故であること

- ・消防法に「補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。」とする規定があることから補償の対象になること

- ・消防団第5分団に「周囲に十分注意して作業するよう」指導したこと

しかし、同情報防災部長は、消防団の負担に帰すべき責任事由について何も説明をしなかった。消防団が消防活動に当たって払うべき正当な注意を怠っていたのか否かなど全く不明である。

(2) その行為が違法又は不当である理由

(その行為はどのような理由で違法又は不当なのか記載してください。)

- ① 本事件の報告によると、この和解を行うこととなった原因について、「令和6年5月14日午後8時ごろ、渋川市川島76番地渋川地区広域圏運動場において、渋川市消防団第5分団が消防ポンプ操法訓練を行うため、消火栓を開栓したところ、付近の配水管に強い圧力がかかったことにより、配水管内の錆が剥がれ、●

●●●氏宅に流れ込み、給湯器が破損した」とある。

- ② 渋川市長高木勉は、令和7年3月25日に、渋川市議会に本事件の承認を求めて報告した。その説明の際、情報防災部長が、「消防法に『補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。』とする規定があることから補償の対象になる」とことと「消防団第5分団に『周囲に十分注意して作業するよう』指導した」と説明を加えた。

- ③ この説明に対し、渋川市議会議員田中猛夫氏が質疑を行った（渋川市議会録画・令和7年3月定例会3月25日閉会参照）。

田中議員は「配水管内の錆の問題は水道事業会計の問題であり、具体的には正常な水道管の施設管理を行っていれば錆は発生しなかった、従って消防団第5分団の責任ではない」旨を情報防災部長に確認した。

しかし情報防災部長は、錆の発生原因やその対処について全く答えず、消防団の責任とする理由も全く説明しなかった。ただ消防法の規定の説明をするのみで、消防団第5分団の責任と一方的に決めつけた。

- ④ 情報防災部長は、錆の発生原因やその対処について全く言及していないので、なぜ消防団第5分団に「周囲に十分注意して作業するよう指導した」のか全く不明である。よって、情報防災部長が錆の発生原因やその対処について全く理解していないので、同部長は田中議員の質疑に説明できなかった、と考えざるを得ない。

- ⑤ 本事件は消防団操法訓練の際に起きた事件であり、上記①で事件の原因とされた「渋川市消防団第5分団が消防ポンプ操法訓練を行うため、消火栓を開栓したところ、付近の配水管に強い圧力がかかったこと」について、消防団が予見できたとはとても思えない。

また、実際の消火活動に置き換えれば、配水管内の錆をいちいち確認し対処等をしていては、実際の消火活動が遅くなり多大な影響が出ることは、容易に想像できる。

配水管内の錆は水道事業で管理し、火災の際には、錆の確認・対処等をすることなく消防団が配水管を使用できるようにするべきであるので、本事件の損害は水道事業が負担すべきであると考えられる。

田中議員は、「配水管内の錆の管理は水道事業の業務」と指摘しているが、情報防災部長が錆の発生原因やその対処について、全く言及しなかったのは誠に遺憾である。

- ⑥ 本事件に関連する法律として、地方公営企業法がある。関連条項として次の規定がある。

- ・地方公営企業法第2条第1項は「地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。」と定め、その第1号で「水道事業（簡易水道事業を除く）」と規定する。
- ・地方公営企業法第17条は「地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。」と規定

する。

- ⑦ 水道事業で行うべき水道施設管理を怠ったことによる錆の発生またはその対処については、地方公営企業法第2条第1項第1号および同法第17条により、水道事業特別会計より支出されるべきであり、報告第2号により報告された損害賠償額239,030円を一般会計より支出することは違法である。

- (3) その結果、渋川市に生じている損害
(どのような損害が渋川市に生じているのか記載してください。)

令和7年3月21日に渋川市議会に提出された報告第2号により報告された本事件の損害賠償額239,030円は、地方公営企業法に反して支出された違法な損害額であり、渋川市に損害を生じさせている。

- (4) 請求する措置の内容
(どのような措置を請求するのか記載してください。)

監査委員は、渋川市長高木勉に対し、渋川市長高木勉が一般会計より違法に支出した本事件の損害賠償額239,030円を渋川市に補填するよう勧告することを求めます。

- (5) 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

渋川市議会に提出された報告第2号について、令和7年3月25日に議会を傍聴して本事件を知った。よって、本事件財務会計行為から1年を経過していない。

2 請求者

住所 群馬県渋川市 [REDACTED]
氏名 松岡 浩 一
電話 [REDACTED]

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和7年4月 14 日

渋川市監査委員 あて

(別紙事実証明書)

- 1 令和7年3月定例会 報告第2号